

# エイジフレンドリーガイドライン

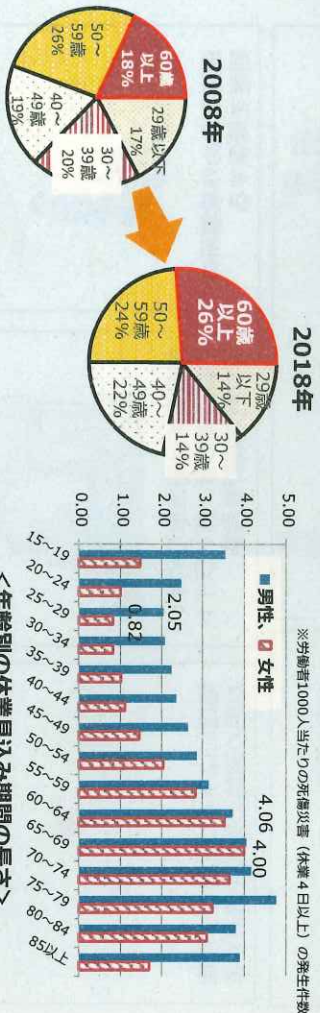
厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

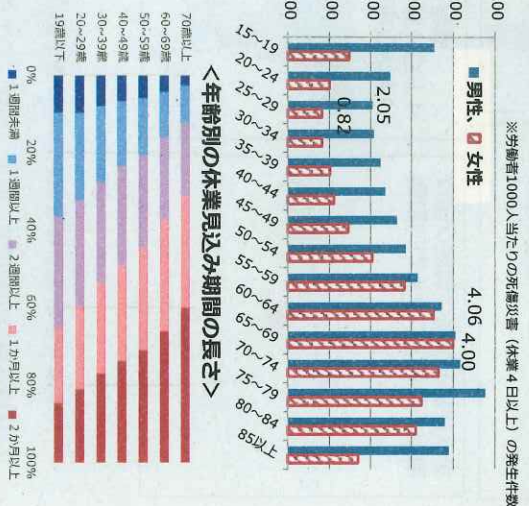


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

＜年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）＞



＜年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年＞



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行って下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## ガイドラインの概要

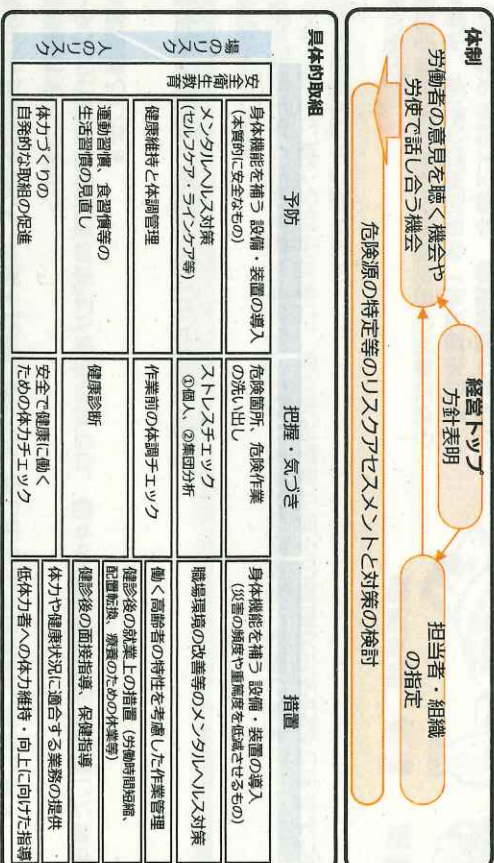
このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

### 考慮事項

- 高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担を感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### 考慮事項

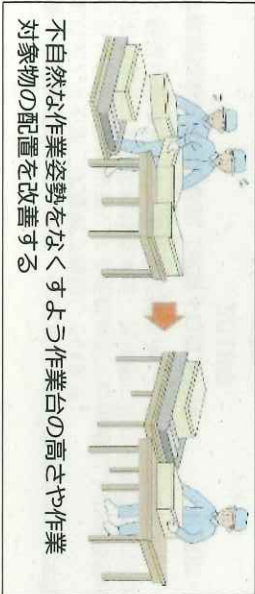
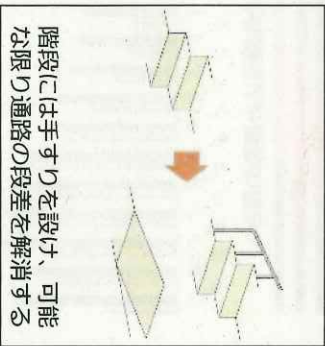
- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じてフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
- ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

☒ 対策の例 ☒



- その他の例
- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
  - ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
  - ・パソコン・スマートフォン等を導入する
  - ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

☒ 対策の例 ☒

＜共通的な事項＞

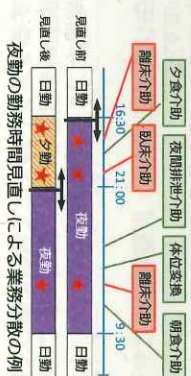
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくなります（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

＜暑熱な環境への対応＞

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

＜情報機器作業への対応＞

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

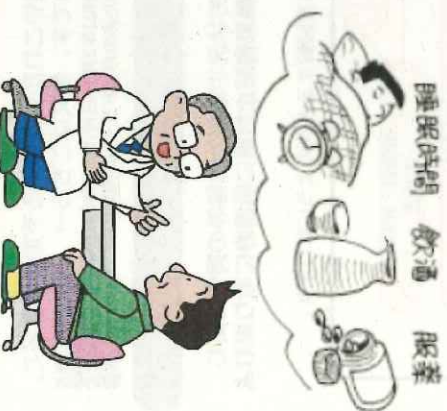


3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
  - ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるように取組を実施するよう努めます

☒ 取組の例 ☒

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



- (2) 体力の状況の把握
- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
  - ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

- ☞ 対策の例
- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
  - ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
  - ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

☞ 考慮事項

・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組みとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→

体力チェックの結果

項目	測定値	基準値
歩行速度	0.8	1.0
握力	25	30
歩行速度	0.8	1.0
握力	25	30

- (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
- また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- 脳・心臓疾患が起る確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



☞ 考慮事項

・ 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

☞ 考慮事項

・ 疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します

・ コーキングアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・ 集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組めます

- ☞ 対策の例
- ・ フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
  - ・ 体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
  - ・ 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
  - ・ 健康経営の観点や、コーポヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！いざい健康体検～(動画) 他

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・ 高齢者対象の教育では、作業内容やリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・ 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

☞ 考慮事項

・ 身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です

・ サービスマニュアルに多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります

・ 勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・ 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

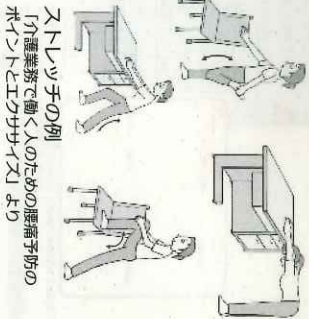
## ガイドラインの概要

### 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むこと**が必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごころからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



### 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考に、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

- **厚生労働省ホームページ**  
(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/a/0000156041.html>  
(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kodetaru/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

- **独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ**  
<http://www.jeedf.go.jp/eidemy/data/statistics.html>



## 国による支援等 (令和5年度)

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間 (令和5年6月12日～令和5年10月末日)

高齢者が安心して働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

対象事業者	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラポヘルスコース
補助対象 高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費 (機器の購入、工事の施工等)	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (定義は次頁参照) (3) 高年齢労働者 (60歳以上) を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 (定義は次頁参照) (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助率	1/2	3/4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください (月を変えて別々の申請はできません)。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。 ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。	

## 中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種 など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



- ◆ **結果報告**  
専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。
- ◆ **転倒、腰痛、墜落、転落災害の予防のアドバイス**を行います。
- ◆ **現場巡視における目的付け所のアドバイス**を行います。
- ◆ **災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先	技術支援部業務調整課	(製造業等関係)
・中央労働災害防止協会	03-3452-6366	(建設業関係)
・建設業労働災害防止協会	03-3453-0464	(林業・木材製造業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	03-3455-3857	(港灣貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	03-3452-4981	
・港灣貨物運送事業労働災害防止協会	03-3452-7201	

### 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
 電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

厚生労働省ホームページに掲載しています



## 「令和5年度エイジシフトワーラー補助金」のご案内

「令和5年度エイジシフトワーラー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢労働者の労働災害が増えています。
- 「高齢労働者の労働災害防止コース」では、高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「コロナヘルスコース」では、コロナヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジシフトワーラー補助金を是非ご活用ください。

### 補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

高齢労働者の労働災害防止対策コース	コロナヘルスコース
<p>対象事業者</p> <p>（1）労災保険加入している （2）中小企業事業者（※1） （3）高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている</p>	<p>（1）労災保険加入している （2）中小企業事業者（※1） （3）労働者を常時1名以上雇用している 高齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。</p>
<p>補助対象</p> <p>高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入、工事の施工等）</p>	<p>コロナヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費</p>
<p>補助率</p> <p>1/2</p>	<p>3/4</p>
<p>上限額</p> <p>100万円 (消費税を除く)</p>	<p>30万円 (消費税を除く)</p>
<p>注意事項</p> <p>※1 コーパス併せての上限額は100万円です。 ※2 コーパス併せて申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 (月を並べて別々の申請はできません)。 ※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。</p>	

(※1) 中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## 高齢労働者の労働災害防止コース

■ 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 転倒・墮落災害防止対策に関する費用
- 重量物取り扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

● 具体的には次のような対策が対象となります ●

- 転倒・墮落災害防止対策
  - 作業床や通路のつまづき防止対策（作業床や通路の段差解消）(※)
  - 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・クレーン・クワ等の導入、床滑防止装置の導入）
  - 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
  - トラック荷台等の昇降設備の導入
  - 高所作業台の導入（自走式は含まず、床面から2m未満の物）
  - 階段への手すりの設置(※)
  - 身体機能のチェックや運動指導の実施

(※) 法令違反状態の解消を図るものではないこと

★ 転倒災害対策のポイントには、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



### 2 重量物取り扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物移送機器・リフト（兼用タイプは含まず）
- ◆ 重労働を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ルーフトーク）の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取り扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施



### 3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機等の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入



### 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等）については、対策にかかわる高齢労働者の人数に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジシフトワーラー補助金事務センターのホームページ内にあるQ&Aにまとめています。申請前に必ずご確認ください。

エイジシフトワーラー補助金事務センターHP： <https://www.jashcon-age.or.jp>

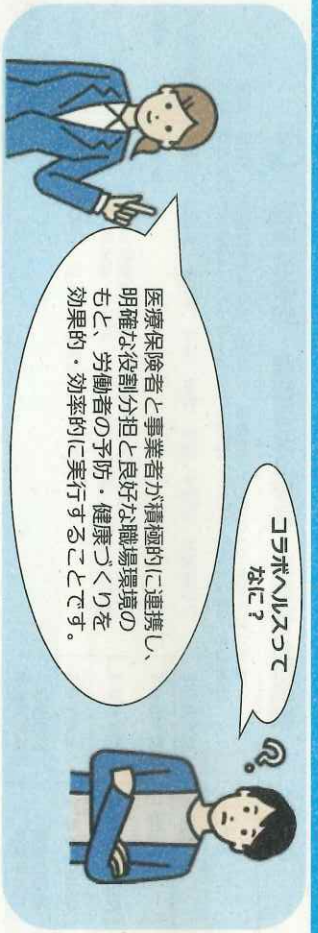


### 【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注：申請内容確認のため、コンサルタント会が現地調査することがあります。

## コラボヘルスコース



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オプショナル開催、eラーニングなども含む）
- ◆産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆事業所カルテ・健康スクリーンレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

事業所カルテ・健康スクリーンレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スクリーンレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、全体平均や業態平均と比較したデータの見える化が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的なアクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

## 申請方法

①補助金交付申請 (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務センターHPから「申請関係書類」をダウンロードしてください</li> <li>■「注意事項」「提出資料一覧シート」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください。（※消印、発送日がわかる方法で送付してください）</li> </ul>
②審査～交付決定 通知書発行 (事務センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します</li> <li>■審査結果は、審査した月の月末から翌月初め頃、以下の方法でお知らせします</li> <li>■交付を決定した案件⇒申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します</li> <li>■不採択になった案件⇒申請担当者宛にメールにより通知します</li> </ul>
③対策の実施・費用 の支払い (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交付決定通知書を受領したのうち、対策を実施し、費用を支払ってください (交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること)</li> <li>■※交付決定日より前の発注、購入、加工等は、補助金の支払いが認められません</li> </ul>
④実績報告書及び 精算申請書提出 (中小企業事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対策が終了し、費用の支払いが完了したのうち「実績報告書及び精算申請書」を含む必要書類を全て送付してください</li> <li>■※「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください</li> </ul>
⑤補助金の交付 (事務センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者より提出された「実績報告書及び精算申請書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます</li> </ul>

### 申請に当たっての注意事項

◆この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程をよく読み、補助金の趣意を理解した上で申請してください。その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容が条件に違反した場合、補助金の返還を求められます。

◆交付決定を受けた事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

### この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジワイルドブルー補助金事務センター」まで**  
 (エイジワイルドブルー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>)

受付時間：平日10:00～12:00/13:00～16:00（土日祝休み）  
 （8月8日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く）

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
 エイジワイルドブルー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。  
 関係書類は郵送または宅配便でのみ受付します（メールでの申請はできません）。  
 消印が確認できない料金別納、料金後納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。

◆支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です◆

### 申請 支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

「申請担当」	「支払担当」
電話：03-6381-7507	電話：03-6809-4085
FAX：03-6381-7508	FAX：03-6809-4086
追加資料送付専用メールアドレス	追加資料送付専用メールアドレス
af-hojyojinucenter@jashcon.or.jp	af-shiharai@jashcon.or.jp